

## 税務実務セミナー

### ～ 所得拡大促進税制の実務ポイント～

日頃は私どもあがたグローバル税理士法人の業務にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、下記の税務実務セミナーを開催いたします。皆様の税務実務に直接役立つ内容を単に解説を行うだけでなく、実務に沿った注意点等を踏まえて分かりやすくご説明いたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

#### セミナーの内容

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度、いわゆる「所得拡大促進税制」が平成25年度税制改正で創設されました。その後、現在の経済情勢を考慮して、平成26年度税制改正において、適用要件の一部が緩和されました。

今回のセミナーでは、同制度の概要と、改正点を踏まえた実務上の留意点を丁寧に解説いたします。

また、所得拡大促進税制の適用要件の判定を行う際には、従業員が多い企業ほど人事部の協力も不可欠です。人事ご担当者様にも是非ご参加いただき、実務にお役立てください。

- ▶ 開催日時 / 平成27年3月11日(水) 開場 13:00 開始 13:30
- ▶ 会場 / TOiGO 3階 第1学習室(地図は裏面をご参照ください)
- ▶ 受講料 / 1社様 5,400円(税込)  
受講料は3月末締の請求書にてご請求させていただきます。  
TOiGOパーキングをご利用の場合、割引がありますので、駐車券を3階 事務室までお持ちください。
- ▶ 定員 / 30名  
なお、お申込みいただいた方が定員を超えた場合、1社につき2名様までとさせていただきます。
- ▶ 申込方法 / 裏面の申込書にご記入の上、FAXでお送りいただくか弊社担当者にお渡しください。  
申込締切日 平成27年3月6日(金)(必着)

13:00	開場
13:30~13:35	オリエンテーション
13:35~14:55	所得拡大促進税制の実務ポイント
14:55~15:00	クロージング

講師紹介

- ▶ あがたグローバル税理士法人  
税理士 田中 幹夫  
月刊『税経通信』10月号（税務経理協会）にて  
「雇用者給与増額の特別控除を適用する」を執筆  
< 講師実績 >  
税制改正セミナー 等

主催：あがたグローバル税理士法人

住所：〒380-0824

長野市南石堂町 1293 番地 3 長栄南石堂ビル 3 階

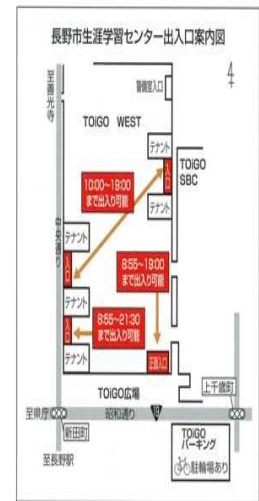
TEL : 026-217-2020 / FAX : 026-217-2223

お問い合わせ先：和田

URL : <http://www.ag-tax.or.jp/>

E-mail : seminar@ag-tax.or.jp

会場案内図



TOIGOパーキングをご利用の場合、割引がありますので、駐車券を3階 事務室までお持ちください。

必要事項をご記入の上、FAXでお送りいただくか弊社担当者にお渡しください。

【 送付先 】 あがたグローバル税理士法人 行 FAX : 026 - 217 - 2223

『税務実務セミナー～所得拡大促進税制の実務ポイント～』 申込書

貴社名( )			
ご住所( )	〒		
電話番号( )		FAX番号( )	
部署・お役職		ご氏名( )	様
部署・お役職		ご氏名	様
所得拡大促進税制についてのご質問事項	事前にお聞きしたい点がございましたら、ご記入ください。当日ご回答いたします。 なお、書き切れない場合は別紙にご記入いただいても結構です。		

( )の事項はもれなく正確にご記入ください。お申込み内容に基づき受講票をFAXにてお送りします。万が一、お申込み日から1週間を経過しても受講票が届かない場合は、お手数ですが、上記お問合せ先までお問合せください。

\*いただいた個人情報は、あがたグローバル税理士法人が各種サービスのご案内・ご提供のためにのみ使用し、厳重に保管・管理及び廃棄いたします。